

国民年金保険料免除 及び納付猶予制度

■問合せ
年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

●**免除制度**
本人、配偶者および世帯主の前年の所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が一定の所得基準額の範囲内の方は、保険料が全額または一部免除されます。

経済的な理由などで国民年金保険料（平成28年度 月額16,260円）の納付が困難な場合に、申請して認められると保険料の納付が免除または猶予されます。

保険料の免除および納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間（25年間）に算入されるほか、けがや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、「障害年金」や「遺族年金」の受給資格要件の対象期間にも参入されます。



●納付猶予制度

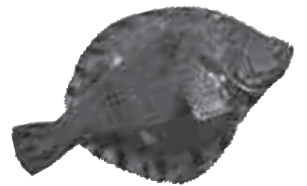
7月から被保険者の対象年齢が30歳未満から50歳未満に変更されました。

50歳未満（平成28年7月1日時点）の方で、本人および配偶者の前年所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が所得基準額以下の方は、保険料を後払いできます。

小さいマツカワガレイはキャッチアンドリリースを！

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

「王蝶」というブランド名を持ち、白身の高級魚とされるマツカワ。漁獲量が少なくまぼろしの魚と呼ばれてきましたが、現在このマツカワを養



殖・放流し水揚げを増す取り組みを行っています。

同魚の資源保護のため、平成28年8月8日から平成29年8月7日までの期間、胆振総合振興局管内沖合海域で、全長35センチ未満の小さいマツカワを採捕した場合は、速やかに海中に戻してください。

代理人の受け取りはすべて詐欺、絶対に応じないで!!

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

息子になりすまし「のどが化膿して病院にいる。会社の通帳が入ったカバンをなくして金が必要」などと電話して老夫婦の自宅近くを訪れた若い男に現金500万円を手渡した。このように、息子などをよそおったオレオレ詐欺が

7月に入って札幌市内の高齢者宅を中心に十数件発生していて、詐欺グループは未だ捕まっていません。

高齢者は、老後を安心して暮らすために大金を貯金している方も多く、被害金額はほとんどが高額となります。

このように、不審電話を受けて現金を手渡したり、振り込んだりして老後の蓄えを奪われないよう、普段より息子さんとはすぐに連絡がとれるよう確認し、トラブルに遭わないよう注意してください。もしトラブルに遭ったら産業振興課窓口へ連絡ください。



無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002



金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員（3人）になり次第締切りします。

■日時 ①8月18日（木）
②9月1日（木）

■場所 ①虻田ふれ合いセンター
②洞爺総合センター

■担当 ①阿部洋介弁護士（北海道みらい法律事務所）
②八木橋俊輔弁護士（のぼりべつ法律事務所）